

# 埼玉県特別高圧受電事業者等支援金のご案内

## 第Ⅰ期

交付対象期間:令和5年4月～9月の6か月分  
申請受付期間:令和6年1月19日(金)～2月26日(月)

## 第Ⅱ期

交付対象期間:令和5年10月～令和6年3月の6か月分  
申請受付期間:令和6年2月14日(水)～6月14日(金)

※詳細は裏面をご覧ください

埼玉県内の事業所等で「特別高圧電力」を使用し、電気料金高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るために支援金を交付します。

このたび令和5年10月から令和6年3月までの使用分を新たに交付対象とすることにいたしました。新たな交付対象分については第Ⅱ期分として2月14日(水)から申請受付を開始します。また、令和5年4月から9月までの使用分については、昨年12月15日(金)に申請受付を終了したところですが、期限内に申請ができなかった事業者のため、第Ⅰ期分として、追加申請を2月26日(月)まで受け付けます。※第Ⅰ期(令和5年4月～9月使用分)について既に申請済の方は、第Ⅱ期のみ申請下さい。

支援金の交付を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

支援対象事業者(申請者)

1 2 いずれも埼玉県内の事業所等が対象です。

1 特別高圧電力を使用している  
中小企業者・工業団地



2 特別高圧電力を使用している  
施設内にテナントとして入居する中小企業者等



対象となる中小企業者等とは、中小企業基本法に定める中小企業者、その他の法人で中小企業に準ずるもの。(詳細はホームページをご覧ください)

支援金交付額

交付対象単位		工場・工業団地等	商業施設テナント	オフィスビル等テナント
		電気使用量 (kWh)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
支援額	第Ⅰ期 4～8月	3.5円/kWh	95円/㎡	65円/㎡
	9月	1.8円/kWh	48円/㎡	33円/㎡
	第Ⅱ期 10～3月	1.8円/kWh	48円/㎡	33円/㎡

支援例

工場・工業団地の交付額:各月の使用量×単価

<例1>(第Ⅰ期)

工場で4月に100,000kWh利用した場合  
100,000×3.5円=350,000円が  
4月分として交付されます。

<例2>(第Ⅱ期)

工場で10月に100,000kWh利用した場合  
100,000×1.8円=180,000円が  
10月分として交付されます。

テナント・オフィスビル:交付額=入居床面積×単価

<例1>(第Ⅰ期)

商業施設に入居している100㎡のテナントの場合  
100×95円×5か月=47,500円(4～8月)  
100×48円×1か月=4,800円(9月)  
47,500円+4,800円=52,300円が交付されます。

<例2>(第Ⅱ期)

商業施設に入居している100㎡のテナントの場合  
100×48円×6か月=28,800円(10～3月)  
28,800円が交付されます。

申請受付期間

**第Ⅰ期申請受付期間**  
令和6年1月19日(金)～2月26日(月)

交付対象期間:令和5年4月～9月の6か月分  
※昨年度内に申請できなかった事業者のために追加申請を受け付けます。

**オンライン申請の場合** 令和6年1月19日(金)～2月26日(月)23:59

**郵送申請の場合** 令和6年1月19日(金)～2月26日(月)※消印有効

**第Ⅱ期申請受付期間**  
令和6年2月14日(水)～6月14日(金)

交付対象期間:令和5年10月～令和6年3月の6か月分  
※新たに第Ⅱ期分も交付対象となります。

**オンライン申請の場合** 令和6年2月14日(水)～6月14日(金)23:59

**郵送申請の場合** 令和6年2月14日(水)～6月14日(金)※消印有効

申請方法

**原則、専用ホームページからオンラインで申請してください。**

(オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。申請書等は専用ホームページからダウンロードできます。)



**専用ホームページ** (支援制度の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。)

<https://www.saitama-tokubetukoatu-shien.jp>



申請に必要な書類

申請に必要な書類	工場・工業団地	商業施設テナント	オフィステナント
交付申請書兼請求書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
特別高圧電力を使用していることがわかる書類 ※1 商業施設等があらかじめ県に提出している場合を除く	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※1	<input type="radio"/> ※1
特別高圧電力の使用実績がわかる書類 (電気代請求書、領収書など)	<input type="radio"/>		
入居していることと入居期間及び床面積がわかる書類 (賃貸借契約書など)①		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
発行日から6か月以内の履歴事項全部証明書 ※ 個人事業主の場合は除く①	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本支援金振込先の口座に関する情報 (金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類①	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
暴力団排除に関する誓約書②	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第Ⅰ期分交付決定通知(写し) (書類の省略を希望する場合)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。

① 提出済みの内容に変更がない場合、第Ⅰ期分交付決定通知の添付により省略可 ② 第Ⅰ期分交付決定通知の添付により省略可

お問合せ先

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金 コールセンター

TEL 0570-013080 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

\*通話料は、お客様のご負担となります。\*IP 電話からはつながらない場合があります。

専用ホームページ

<https://www.saitama-tokubetukoatu-shien.jp>

